

# 労働契約書

雇用期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日まで  
所定労働日数 森林作業員 年間275日 1日 7.5時間  
仕事の場所 三重・和歌山  
仕事内容 事務  
素材生産作業（伐採、集材、搬出、運搬等）  
造林作業（植林、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、地拵え、歩道設置、運搬等）  
苗木生産作業  
測量等  
土木作業（作業道開設、修理等）  
機械操作作業（チェーンソー、ブッシュカッター、建設機械、集材機、高性能林業機械、車輛等）  
組合事業（素材生産協同組合、森林組合等）  
始業、終業時間 森林作業員 午前7時～午後4時（休憩、昼食時間 1時間半）及び休憩時間  
変形労働時間制 1年単位の変形労働時間制  
所定外労働 有り 年間限度 320時間  
休日 森林作業員 年間 90日 下記表のとおり  
原則 雨天時は休日と振替 休日年間カレンダーは、別紙

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
原則休日日数	9	9	9	7	10	6	6	6	6	7	7	8

休暇 年次有給休暇・その他の休暇等は就業規則とおり  
賃金 1, 時給計算 基本日給 円（時給 円）+諸手当-控除額  
諸手当 振動機械使用手当（1日300円\*使用日数）  
機械管理手当（1ヶ月1台2000円×点検台数）  
携帯手当（携帯電話代 1ヶ月 2000円）  
通勤手当（自家用車の場合は 1日 1000円）  
残業手当（1時間単位、25%増）  
休日出勤手当（月所定出勤時間以上の出勤1時間につき35%増）  
出張手当（事務所より片道2時間（120km）以上かかる現場で7.5時間以上作業をしたとき1日につき2000円）  
控除 健康保険、厚生年金、雇用保険、源泉所得税、住民税  
2, 賃金締切日 毎月末日  
3, 賃金支払日 翌月10日  
4, 賃金支払方法 銀行振込  
5, 賞与 年1回 個人の評価と、会社の業績に応じて、支給する  
6, 退職金 中退協  
7, 欠勤 月所定出勤日数に満たない時は有給を当てて補う有給なき場合は、無給とする。  
加入保険等 健康保険（介護保険）、厚生年金、雇用保険、労災保険、労災上乗保険  
労働災害時の補償は会社が加入する上乗せ労災の範囲内とする。  
雇用者はその範囲内での補償に応じることを承諾する。

更新の有無 契約更新の有無 更新する場合があります  
その他規則遵守事項等の詳細は、就業規則に準ず

上記の条件で労働契約をいたします。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

所在地 三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿459番地の1

事業主 前田商行株式会社

代表取締役 前田 章博